

感染症対策

令和7年4月7日から 急性呼吸器感染症（ARI） サーベイランスが始まります。

急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスは、症例定義※に一致する患者数の発生を把握する症候群サーベイランスです。①流行しやすい急性呼吸器感染症の発生動向の把握、②新興・再興感染症が発生し増加し始めた場合に迅速に探知することを目指しています。

※咳嗽、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁、鼻閉のいずれか 1 つ以上の症状を呈し、発症から 10 日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例

急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランス開始後の

診療方針や患者指導について

確定診断のための検査提出など診療内容を変更する必要はありません。就業制限や登校制限など新たな患者指導が求められることもありません。対象となる患者数の報告のみであって、個別の患者情報について報告を求めることはありません。

医療機関・高齢者施設などの感染対策について

医療機関や高齢者施設などにおける感染対策の方針に変更を求めることはありません。症状のある方には面会を控えていただくことが望ましいですが、法的な制限が課せられるわけではありません。

急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスの活用方法について

各種の感染症の発生動向を参考としていただき、医師による診断の目安、検査試薬の選択の判断、及び検査キットや薬剤の発注等にご活用いただけることを想定しています。また、自治体行政と連携して住民への注意喚起にもご活用ください。

ご協力をお願いする定点医療機関・病原体定点医療機関について

本サーベイランスの実施に協力いただく医療機関*¹は、①患者数を報告する定点医療機関と、②検体を提出する定点医療機関です。

①患者数を報告する定点医療機関：
1週間あたりの急性呼吸器感染症の患者数*²の報告をお願いします。

②検体を提出する定点医療機関：
検体採取時の説明・同意取得・採取*³等をお願いします。説明時等に活用頂けるリーフレットをご用意しています。厚生労働省HPをご参照ください。

*¹ 国内の対象となる医療機関数は、①が全国で約3000カ所、②が全国で約300カ所。

*² 発生届のように1例ごとに届出を作成・報告を求めるものではありません。

*³ 検体の採取は一部の患者に限られます。また、収集された検体で、インフルエンザ、COVID-19のほか、ヒトメタニューモウイルス、ライノ/エンテロウイルス等の発生動向を把握する予定です。

厚生労働省ホームページ
をご参照ください

